

第三十回国会 衆議院 運輸委員會 會議録 第四号

(七二)

昭和三十三年十月十七日(金曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 塚原 俊郎君

理事 天野 公義君 理事 木村 俊夫君

理事 長谷川 峻君 理事 堀内 一雄君

理事 井岡 大治君 理事 土井 直作君

理事 正木 清君

川野 芳満君 小枝 一雄君

關谷 勝利君 高橋清一郎君

前田 郁君 三池 信君

久保 三郎君 島口重次郎君

杉山元治郎君 山田 長司君

出席政府委員

運輸政務次官 中馬 辰猪君

運輸事務官 栗澤 一男君

運輸局長

運輸技官 天野 良吉君

(港灣局長) 運輸事務官 林 坦君

(航空局長) 專門員 志鎌 一之君

委員外の出席者

委員 原健三郎君 辭任につき、その補

欠として平野三郎君が議長の名目で

委員に選任された。

同日 委員 平野三郎君 辭任につき、その補

欠として原健三郎君が議長の名目で

委員に選任された。

十月十六日

飯田市、三留野間鉄道敷設促進に関

する請願(増田甲子七君紹介)(第四

九三三号)

第一類第十号 運輸委員會會議録第四号

昭和三十三年十月十七日

警備東線の輸送力強化に関する請願

(木村守江君紹介)(第五五〇号)

野岩羽線敷設促進に関する請願(木

村守江君紹介)(第五五一号)

常磐線の複線及び電化促進に関する

請願(木村守江君紹介)(第五五二

号) 智頭、上郡間鉄道予定線の調査線編

入に関する請願(足鹿覺君紹介)(第

六一七号)

三陸沿岸縦貫鉄道予定線の調査線編

入に関する請願(鈴木善幸君紹介)

(第六一九号)

三陸沿岸鉄道未成線敷設促進に関す

る請願(鈴木善幸君紹介)(第六二〇

号)

国鉄武蔵野競技場線運転再開に関す

る請願(福田篤泰君紹介)(第六二一

号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

海上運送法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一五五号)

小型船海運組合等の助成のための関

係法律の整備に関する法律案(内閣

提出第一六六号(予)

海運及び空運に関する件

○塚原委員長 これより會議を開きま

す。

空運に関する件について調査を進め

ます。昨日大分の飛行場において発生

した全日空の事故について政府より発

言を求められておりますので、これを

許します。林航空局長。

○林説明員 昨日午後三時三十七分ご

ろ、大分の飛行場におきまして、全日

空の航空機が滑走路をはみ出すという

事故を起しました。それは、当日大阪

を立つて大分に参ります全日空の便で

ございまして、乗客を三十名ほど乗せ

まして、大分の飛行場に着陸いたしま

した。風は四十五度の方向から七メー

トル程度の風が吹いておりました。そ

れで着陸いたしました。着陸地点は正

常な地点に着陸したと思われるのであ

りますが、その後約七百五十メートル

ほど滑走いたしました。着陸帯を横に

はみ出しまして、十五メートルくらい

のところまで停止したのでございませ

す。それは、大体当時九メートル程度

の突風が吹きました関係もありまして、

それで、もうほとんどとまるところで風

に流されたという状況でございませ

す。幸いに人員その他には何ら損傷はござ

いませ。それが現在までにわかりま

した状況でございまして、その後航空

機は自力をもちまして、飛行場のター

ミナルの方に持ってきております。翼

に多少、あるいは地面についたため

にあるかもしれないのでありますが、し

わが寄っているところがございますの

で、よくその辺を調査するように手配

いたしております。

大体以上でございませ。

○長谷川(峻)委員 これに関連して聞

いておきたいと思ひます。相次ぐ全日

空の事故——今度の事故は幸ひ死傷者

もなく大したことはないですけれども、

この前三十三名死んだ事件といい、

今度の事故といい、この前の事故以

来——日本の航空政策の中に日本航空

と全日空と二つあるのですが、全日空

に対する信頼の程度と申しますか、そ

れがお客さんの増減にどう響いている

か、それとともにこうしたいわゆる弱

小航空会社に対して、ほかの国の保護

政策と申しますか、航空政策と申しま

すか、そういうものと照し合わせて、

これは一体どう助成し、あるいはどう

確立してお客さんの不安というものを

なくし日本の航空政策を確立してや

るべきだというふうな所見があれば、

この際にお伺いしたいと思ひます。

○林説明員 先般の全日空の事故以

来、確かに全日空に對しまして一般的

に不安感と申しますか、そういうもの

があることは事実でございまして、そ

のために航空の乗客あたりも大体搭乗

率が二割ないし三割くらいは落ちた状

況でございませ。それが逐次回復に

入っております。この場合も乗客は

三十名ほど乗っておりますのでござい

ます。しかしながらこういう事故のあと

におきましては、やはり乗客も、たと

えばちょっと天候にしろいろいろな不

安を感ずるといったような面もござい

まして、全日空のみならず広く航空全

般に對して不安が起るというものにも

なりますので、私どもといたしまして

は、この航空の安全対策ということに

ついては根本的にいろいろと措置を講

ずる必要があると考えております。

従つてこの点につきましては、現在航

空審議會が開かれておりまして、航空

安全のためにいろいろと審議が重ねら

れております。そこで、それらにつ

きましてその結論を得まして、根本的

な対策は立てなければならぬのであり

ますが、直接全日空その他に對して

は、過般来安全性向上検査というのを

実施いたしまして、政府の検査官がい

ろいろと注意すべきところは注意し、

直すべきところは直し、いろいろや

っております。しかしながら、根本的に

は会社の基本的な経営状態あるいは基

礎的な会社の体質そのものを改善する

必要があるのございまして、これら

につきましても現在この航空審議會で

も問題になっておりまして、今後これ

をどういうふうに進めていくかという

ことにつきましては、政府の助成も

ちろんございませ。会社自身とし

ましてもあるいは増資を得るなり、あ

るいは融資を得るなりいたしまして、

必要な根本的措置を講ずるということ

を現在手をつけかけておる状況でござ

いませ。何分にも緊急の措置につきま

してはある程度他の日航その他の援助

を得てやつたのでございませ。やは

り本質的にはいろいろと今後に待たな

ければならない面がたくさんあると思

われるのでございませ。

これらの小さな会社に対する政府の

助成の措置はどうであるかという外国

の例の問題でございませ。小さいと

申しまして全国航空路を持つてお

る航空会社でございませ。従つてこれ

らに對しましては、各国におきましても航空事業は、とるによつては国自体がこれを全額出資でやるというようなどころもございまして、また相当進んだ国々におきましては、必ずしもそれが全額出資というところではございせんが、政府のいろいろな助成政策がとられておるのであります。たとえば郵便の運送に關連いたしまして、会社の経済的な助成を行うといったようなことも行われておりますし、なおまたわが国におきましては、国内の航空にはまだ通行税といったようなものがかつてありまして、そのために会社としてもさらに一つロードを課せられておるような状況でございまして、これらの点につきましてもわれわれ政府内部におきまして十分に検討して、こうした点についても助成の措置をさらに強化するというようなことが必要ではないかと考えておるのであります。なお、航空路の問題その他につきましても、来年度以降の予算にも実はこれを提出すべく現在大蔵省と折衝いたしておりますが、まだ足りない航空保安施設といったようなものを、ぜひともこの際長期的見通しのもとに拡充をしていきたい、かように考えておるのでございます。

今度の大分の事故のような場合にも、事故そのものは幸いに大したことなくて済んだのであります。やはり飛行場の状況等につきましても、いろいろと打たなければならぬ手はさらにあると思ひます。現在ローカル空港は、金をつけて各地一べんにこれを完成させてしまふということができないために、まだまだ不十分の空港がございまして、これらにつきましては手をつ

けたもの、かつまた現在利用しておるような飛行場は、一気にこれを完成してしまふようにはしなければならぬと考えておるのであります。予算等の制約のためになかなか思うにまかせませんが、これらの点につきましても特に今度は重点的にそういう措置を講じていきたいと考えておる次第でござい

○長谷川(峻)委員 全日空についてはこの前事故があったときに、この委員会としても最後に決議までしたのです。それは弱い会社でありましたけれども、三十三名もあれだけ事故が出たのに対して、遭難者にはいろいろ非常に手厚い手当をしていただきたというところが一つの条件でもあったのであります。ところが、そうした弱い会社であつただけの事故を起して一体どの程度にそういう遭難者にお手当ができたかというようなこともこの際局長にお伺ひしたい。

さらにまたけさ私は、まくら元子供がかいた漫画のようなものを見たところが、今の子供たちはやはり飛行機をかくておる、自分たちは乗ったことがなくても、ですからなお小さい事故でも小国民の思想にすぐ響くのです。であるから監督の問題もさることながら、やはり国が大きな是正——これはだれでも今から先は飛行機に乗ることでもありますが、今の通行税の問題なども、ほかの国には制度としてないものならば、それを排除することによつてあつた会社が助かりもし、日本航空政策も確立されるというならば、それをさらに強力に押していただきたい。この二つをあらためてお伺ひたいと思ひます。

○林説明員 航空事業のためにいろいろ御心配いただきまして、まことに恐縮でございまして、今の、先般の事故における会社の犠牲者に対する措置でございまして、これにつきましては、もちろん会社としてはできるだけのことをいたすというのを申しております。最初に約四十万円ずつのお見舞、香典を差し上げまして、その後、約款に基づきまして、大体一人につき百万円の補償金と申しますが、そういうものを贈るといふことの報告を受けております。その他、実際問題といたしましては、あのような装備その他の点につきまして、会社としてはできるだけの力を尽すようにということを、政府の方からも会社によく伝えて、国会でいろいろの御議論のございましたこと、また国会で御発言のありましたこと等を会社の方にも伝えまして、善処させるようにいたしております。

○長谷川(峻)委員 最後に、私はこの前全日空が事故を起したあとに、すぐ日航機に乗つてみたのです。そして要らぬことでしたけれども、自分の座席へ操縦士にわざわざ来ていただいた、お伺ひしたのです。そして全日空のあの操縦士が一体どういふ人であつたか、技術的にどんなふうであつたかというところまでお尋ねしたところが、私のそばに来た日本航空の操縦士は、私はサンフランシスコ國際線に乗つておつたが、私以上にヴェテランであつて、私たちとしては、あの人が事故を起すような人ということはどうしても考えられなかつた、というふうに聞いたのですが、そういうふうにして、操縦士なども、今の日本の飛行機、こと

に航空技術が——今御承知のように外人が操縦士として来ております。一カ月四十万から五十万の月給を払つておる。せんだつてなくなつた操縦士は約一万時間以上飛んでゐる。そして相手の操縦士と宮崎の学校を一緒に出た者であつたというふうな話も出たのです。が、ああいう方々が一樣に心配してゐることは、やはり監督の嚴重であるいは飛行場の設備の整備されることを願つておるのです。そこで私、けさ気がついたので、これは事故を起したあとには、飛行機——列車でもそうですが、われわれは必ず安全運転だといふ信念を持つておる。そこで、今度は一つの次の火曜日からいへば、仙台までわざわざ全日空で飛んでみようといふことを言つて、こゝへ入つてきたのです。ところが、仙台の飛行場でもさうです。行つてみますと、郵便ポストもなければ、切手を売るところもない、飛行場、ポストもなければ、切手を売る場所もないような飛行場では、とてもお話にならぬと私は思ふのです。これはいつか郵政政務次官にも話したことがありますが、やはり気のついたところを、どんでん整備されていかぬと、どこでどういふ不慮の災害が起るかわからぬといふことを私は懸念するものであります。どうぞ一つそういう意味合いから、操縦する方々の監督あるいは安心感がいくように、そして航空政策が樹立されていくように、格段の監督と御高配をお願いしたいと思ひます。

○林説明員 御注意承りまして、私もといたしまして、目下その点につきまして最も心を砕いて努めるつもりでおります。御指示のございました。

○塚原委員長 次に、海上運送法の一部を改正する法律案、及び小型船舶運組合等の助成のための関係法律の整備に關する法律案を一括議題として、前に引き続き質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。正木清君。

○正木委員 私は主として小型船舶運組合の助成の關係法案について、二、三点お尋ねをしたいと思ふのでござい

まず第一点としてお尋ねをいたしますことは、小型船舶運組合は、私の記憶では、議員立法でなかつたかと記憶いたしております。しかもその提案に當つたのは、同僚の木村さんでなかつたかと実は記憶をいたしております。この小型船舶運組合法のできました趣旨と目的は、一ぱい船主の零細な業者にとつての組織と統制を与へ、なおかつ、その業界が完全な運営をいたしますためには、何としても金融の道を講じてやらなければいけない、ここにこの海運組合法のねらいがあつたのではなかつたかと考えておりますが、一休今になつて、こうした助成のための關係法律の整備に關することの法案を、あらためて出さなければならなかつた理由はどこにあるのか。この大臣の説明内容を見ますと、中小企業団体系との關係にあるように存するのであります。一体どうしてこういう手違ひを來したのか、この關係を明らかにしてもらいたいと思ふのです。

○栗澤政府委員 当時のいきさつを申

申し上げます。御説の通り、小型船海運組合は議員立法で、第二十六国会に提案されまして成立した法律でございます。当時、二十六国会に、小型船海運組合に先んじまして、たゞいとお話の中小企業団体がなかったわけでありまして、なお衆議院は、中小企業団体が及びその関係法令の方が、先に通過いたしました。この団体法関係法令の中に、たとえば商工組合中央金庫法の改正といたしまして、商工組合連合会を商工組合中央金庫の融資の対象にするために、条文に挿入いたしました。従いまして、当小型船海運組合では、その商工組合連合会の下に小型船海運組合を加えるという修正条文として、国会に提出しておいたわけでございまして、ところが、これが衆議院に回りました。中小企業団体が及びその関係法令は、ついに会期一ぱいのうちに衆議院を通過いたしました。ところが小型船海運組合は原案のまま衆議院を通過いたしました。従って、商工組合中央金庫法の関係で申しますと、商工組合連合会というものが法文の中に一つ入りまして、その下に小型船海運組合を加えるという書き方でございまして、商工組合連合会が、法律不成立によつてはさまたれておりませんために、その下に小型船海運組合を加えるという条文が死文になってしまった。下に加えるものの上のものが入つておらぬという格好になりましたために、それが死文になってしまいました。その後法制局とも再三御相談したのですが、ないもの下に加えるという条文は、解釈のしようがないということでございます。そのため、あらためてこの法案を提出しなければならぬ、こういう格好になったわけでございます。

○正木委員 そういたしますと、せっかく議員立法で小型船海運組合がすので二十六国会で成立はいたしましたもの、実際零細業者が困つております唯一のもの、金融の道が開かれておらないところに原因があるわけでございますから、その間運輸省としての指導監督の面から、この小型船海運組合の組織、活動及び実際にその業者は困りになったと思ひますが、そういう例はございせんか。

○栗澤政府委員 この法律の成立が昨年の十月でございまして、自來もうすで一年を経過いたしました。非常には法律の目的といたしましては、非常に大きな目的、先ほど正木委員御指摘のように、まず中小企業である小型船業者を組織化して、その組織化の力で業界の安定なり繁栄をはかりたいというのが第一点でございまして、なお第二点は、その組合に金融等の道をつけて、できるだけその力によつてまた小型船の海運業界の振興をはかりたい、こういう目的でございまして、

まず組織化の方でございまして、現在までに組合の創立を終了いたしました。そのほかに各地区に連合会を作つておりますが、その連合会が大抵七つ、ただいままでに結成を終つております。それからこの十月一日には全国の総連合会も結成を終りました。組織化の方はそういう工合に進んでおります。従いまして組合の活動としては、この組織化によりまして調整運賃等を設けまして、この運賃の厳守、維持という点に

相当の努力をし、またある程度目的を達しておるのでございます。それからまたもう一つの目的でございまして金融の方でございますが、御指摘のように法文のそのために、商工組合中央金庫の金融を受けることができない、こういう格好になります。あるいはまた中央金庫の評議員というものに、この小型船海運組合の関係者がなるといふ道も閉ざされました。従つて商工組合中央金庫の資金の融資その他について発言権は閉ざされておる、こういう関係になっております。この点につきまして、先ほど申し上げましたように再々法制局とも相談し、中央金庫の方にも御相談申し上げたのでございまして、解釈上どうもそういうこととあれば中央金庫としても評議員になつてもらうあるいは金融に應ずるといふことができないということ、ただいままで組合としても非常に困つておる、こういう関係があるわけでございます。

○正木委員 そこで第三点としてお尋ねするのですが、今の御答弁で組合が九十二、連合会が七つ、こう答弁されたのでありますが、この九十二の組合員総数は一体どれくらいになるのですか、この点について……

○栗澤政府委員 九十二組合で、組合員数は八千九百九十六ということでございまして、大体業者は二万二千幾らかと存じますが、大体三六%余りということになるかと思ひます。

○正木委員 実は私、二十年以上協同組合事業運動をやつておりますが、この運動の経験から通じてみて、一ぱい船主の零細な業者を、小型船海運組合法で組織を通して一つの自力更生をは

からせる、このねらいの唯一の道である金融が、法の取扱ひ上から今日までおくれたところに、この組合の結成が順調に進まなかつた最大の原因があると思ひます。あると思ひますが、現実当局としては、急速にこの組合の組織化のために、指導官庁として全力をあげる御意思があるのかないのか。二万をこえる業者の中で、九十二の組合はできたが、実際に組合員はわずか八千九百九十六、こういう状態では、現実にこの法案が通つて、そして金融の対象とかりになったとしても、この商工組合中央金庫というものは、そう簡単に金を貸すものではないのです。法律が通つたからといって、回収見込みのないような組合に向つて、ほとんどその金を貸すというふうな政治的処置はとらないものなんです。

そこで、まず第一に問題になるのは、この組合それ自身が金融の対象に法律上はなつたとしても、その組合自体の事業内容が完全に金融の対象として信用するに足るか足らないかというところに、問題が起きてくるわけでありまして、ですからここに行政監督庁としては、十分にこの組合の組織化を通じて、まず第一にこの組合の内容の充実というところに重点を向けた指導をやりませんと、せっかく法律は通過して表面的には金融の対象の組合になったが、実際には金を借りることができない。これはひとり小型船舶ばかりではありません、一切の中小企業の団体、一切の中小企業の協同組合は、現実にもそうであるということを頭に入れない限り、この問題の本質は軌道に乗つてこない、こう考えますが、

この点に対する御所見はいかがですか。

○栗澤政府委員 全力をあげて組織化に努力する意思はないかというお話でございまして、たゞいままでも私どもといたしましては、全力をあげて組織化に努力するように、中央も地方海運局も努力をいたしておるわけであります。ただしかし、今現実に即して御指摘のございましたように、非常に大きなねらいでございまして融資の道というものが開けておらないということになっております。この点は確かに御指摘の通りでございまして、今回この改正法案が取り上げただけですれば、その面でも非常に強い一つの促進になる、こういうふうにも私も信じております。現実の問題といたしまして、融資の対象として取り上げたけれども、どうもできないというふうな話もやはり方々にございまして、御指摘のように、もちろん組合自身も相当対象となるように強化するというのも必要でございまして、現実になり得るものさ、今は融資の対象として扱つてもらえないというところは、非常に残念なこととでございまして、ぜひこの際この法律案を通していただきまして、その対象にしてもらう、さらに組織のためにそういう道が開けるということが大きな促進になるということを、御了解いただきたいと思います。

○正木委員 私個人としては、この法案に賛成するにやぶさかではないのでございまして、そして当然このことは衆参両院とも通過することを期待はいたしますけれども、せっかく法律が通過した、しかし現実に金を貸す側の立

場は、このねらいの唯一の道である金融が、法の取扱ひ上から今日までおくれたところに、この組合の結成が順調に進まなかつた最大の原因があると思ひます。あると思ひますが、現実当局としては、急速にこの組合の組織化のために、指導官庁として全力をあげる御意思があるのかないのか。二万をこえる業者の中で、九十二の組合はできたが、実際に組合員はわずか八千九百九十六、こういう状態では、現実にこの法案が通つて、そして金融の対象とかりになったとしても、この商工組合中央金庫というものは、そう簡単に金を貸すものではないのです。法律が通つたからといって、回収見込みのないような組合に向つて、ほとんどその金を貸すというふうな政治的処置はとらないものなんです。

そこで、まず第一に問題になるのは、この組合それ自身が金融の対象に法律上はなつたとしても、その組合自体の事業内容が完全に金融の対象として信用するに足るか足らないかというところに、問題が起きてくるわけでありまして、ですからここに行政監督庁としては、十分にこの組合の組織化を通じて、まず第一にこの組合の内容の充実というところに重点を向けた指導をやりませんと、せっかく法律は通過して表面的には金融の対象の組合になったが、実際には金を借りることができない。これはひとり小型船舶ばかりではありません、一切の中小企業の団体、一切の中小企業の協同組合は、現実にもそうであるということを頭に入れない限り、この問題の本質は軌道に乗つてこない、こう考えますが、

この点に対する御所見はいかがですか。

○栗澤政府委員 全力をあげて組織化に努力する意思はないかというお話でございまして、たゞいままでも私どもといたしましては、全力をあげて組織化に努力するように、中央も地方海運局も努力をいたしておるわけであります。ただしかし、今現実に即して御指摘のございましたように、非常に大きなねらいでございまして融資の道というものが開けておらないということになっております。この点は確かに御指摘の通りでございまして、今回この改正法案が取り上げただけですれば、その面でも非常に強い一つの促進になる、こういうふうにも私も信じております。現実の問題といたしまして、融資の対象として取り上げたけれども、どうもできないというふうな話もやはり方々にございまして、御指摘のように、もちろん組合自身も相当対象となるように強化するというのも必要でございまして、現実になり得るものさ、今は融資の対象として扱つてもらえないというところは、非常に残念なこととでございまして、ぜひこの際この法律案を通していただきまして、その対象にしてもらう、さらに組織のためにそういう道が開けるということが大きな促進になるということを、御了解いただきたいと思います。

○正木委員 私個人としては、この法案に賛成するにやぶさかではないのでございまして、そして当然このことは衆参両院とも通過することを期待はいたしますけれども、せっかく法律が通過した、しかし現実に金を貸す側の立場は、このねらいの唯一の道である金融が、法の取扱ひ上から今日までおくれたところに、この組合の結成が順調に進まなかつた最大の原因があると思ひます。あると思ひますが、現実当局としては、急速にこの組合の組織化のために、指導官庁として全力をあげる御意思があるのかないのか。二万をこえる業者の中で、九十二の組合はできたが、実際に組合員はわずか八千九百九十六、こういう状態では、現実にこの法案が通つて、そして金融の対象とかりになったとしても、この商工組合中央金庫というものは、そう簡単に金を貸すものではないのです。法律が通つたからといって、回収見込みのないような組合に向つて、ほとんどその金を貸すというふうな政治的処置はとらないものなんです。

場に立つてものを考えてみなくちゃならないですね、政治的に何でもかんでも金が貸せるものだ、そんななまやさしいものではないということとをまず前提に頭の中に置かなければならないと思います。

そこで、第四点として伺いたいしますことは、この小型船海運組合は法人組織ではあるが、これは出資制度でできる組合なのか、この法律を見ると、賦課金制度で運営する仕組みのようになっていますが、出資なのか、賦課金制度でいくのか、この点を御答弁願いたい。

○粟澤政府委員 出資はございませんで賦課金でございます。

○正木委員 賦課金制度でいく、そうしますと、この法律によって商工組合連合会が金融の道の対象となるわけでございますが、商工組合中央金庫としては、その組合に対して資金を融資するの、それともこの組合の理事長以下理事の連帯責任という裏づけがある証文を土台として金融の道を開くのか、この点はいかがです。

○粟澤政府委員 法律では両方ございまして、法案でもごらんいただきますように、商工組合中央金庫法の第二十九条の方では、短期貸付は同組合に対してなされる、こういう資金運用ができるわけでありまして、それから第三条の方は、小型船海運組合の組合員に対しては直接商工組合中央金庫から融資する、それに対して組合が債務の保証をする、こういう形になっております。ただ、今御指摘のございましたように、実際問題といたしましては、当該組合がまだ十分に担保として認められないという場合には、やはり

連帯債務というふうな要求が金融機関の方から出される場合があります、こういうふうにご考慮を願います。

○正木委員 当然中央金庫としては、連帯債務の裏づけ保証がない限り、個人に対しては金融の道は開かれない、これが現実だと思います。それから組合それ自体は賦課金制度でいくのでございまして、これは非常に内容の薄弱なもので、信用に足る組合だとは直ちに言い切れないと思えます。これは長年の事業の経過を通じなければ、信用に足る組合だとは言えない。そうなりますと、問題になるのは、個人に融資の道を開く場合に、連帯債務というものが出て参りますから、そこで、実際法律は通過したとしても、個人々々の一ぱい船主が新しい船を作る、それから思い切った船の改造をやるとか、こういう資金というものは現実になかなか手に入らない、これが現実です。どう理屈をこねてみても、これが現実なんです。そこで政府がここまで腹をきめて、この小型船海運組合に基いて融資の道を講ずる、ここまで出てきた限りにおいては、この組合がある一定の年数を経て、組合自体が信用ができ、そしてその組織化を通じて一ぱい船主に、すなわちこの組合の組合員が相当信用ができる段階までは一定の商工組合中央金庫のこの組合なり連合会に対する融資に対しては損失補償の道を講ずるかあるいは利子補給の道を講ずる、こまめに政策を推し進めない限り、せっかく法律は通過したけれども現実には金を借りることができないんだ、こへ必ずつくる。だから、本来からいうと、この法律案の取扱ひについては、この委

員会でこうした一ぱい船主の、小型船の所有者の諸君に来てもらって実情を開けば、私の申し上げることが間違いないかというところは簡単にわかると思えますが、あなたは当該局長として、こういう点で大臣と打ち合せをされたことがあるのかないのか、この点を最後に聞いておきたい。

○粟澤政府委員 ただいまの点につきましては本法律案の第三条におきまして、中小企業信用保険法の改正である程度考慮いたしておるわけでありまして、ただいま御指摘の点につきましても政府が債務保証をするというふうな点につきましても、特に大臣と御相談申し上げたというところはございません。

○正木委員 最後に一つ。私の今質問した要点について、あなた自身が業界の人を呼んで意見を徴してもうかがうと、一点と、その意見を徴した基礎に基いて大臣とも打ち合せて、次のこの委員会の一つ御答弁を願いたいと思えます。いかがでしょう。

○粟澤政府委員 かしこまりました。

○正木委員 では私の質問は終わります。

○塚原委員 ほかにも同案に対する質疑はございませんか。

〔なしと呼ぶ者あり〕

○塚原委員 次に、現在までの台風等による港湾関係の被害状況及びその対策等について政府当局より説明を聴取いたします。天竺港局長。

○天竺港局長 現在までの昭和三十三年の港湾の災害が冬季風浪によるもの、それから四月豪雨によるもの、七月豪雨によるもの、十一号台風によるもの、八月豪雨によるもの、十七号台風によるもの、二十一号台風によるもの、二十二号台風によるもの、以上のような名称の被害を受けておりまして、このうち最近のものについてはまだ災害査定が済んでおりません。ぼつぼつ査定班が帰りつつある状況でございます。で、その分につきましては被害報告を載せておるのでございますが、冬季風浪については四億四千三百五十万円、四月豪雨につきましては千六百六十万円、それから七月豪雨につきましては六百九十万円、十一号台風につきましては五億七千三百八十万円、八月豪雨につきましては二千六百六十万円、十七号台風につきましては五億四千四百二十万円、二十一号台風につきましては三億九千七百六十万円、二十二号台風につきましては五億四千四百二十万円、合計いたしまして二十五億四千九百三十万円という被害額に上っておりますわけでございます。ただいままでのところ、先ほど申しましたように被害額の報告を集計いたしておりますので、これを査定いたしますとどれだけの災害額になるかというわけでございますが、その点についてはきりきりいたしません。一方、緊急の復旧を要するものもございまして、そのために作業をいたしましては、従来の例から、被害報告と査定をいたしましたときの率と、どのくらいの率で査定額がきまるかというのを推定をいたしました。それを推定いたしますと、ただいまの二十五億四千九百三十万円、この被害総額は査定額にしますと約十五億八千二百一十万円ということに今までの率ではなるわけでございます。

す。十五億八千二百一十万円のうち、国費が十億八千五百九十四万円、こういうことになりましたので、その十億八千五百九十四万円のうち、これに対してきわめて緊急を要するものというので、ただいま予算を要求いたしておりますのが、国費にいたしまして二億四千六百六十万円、この額を要求中でございます。大体その被害額と要求額の比率を申し上げますと、ただいまの十億八千五百九十四万円のうち、二億四千六百六十万円でございますが、この二億四千六百六十万円のうち、静岡県のようなところは被害額の三五%を要求するようになっています。それから千葉、福島、和歌山、香川、徳島、高知、宮崎というようなところは三〇%を要求するというふうにしております。その他のところは二五%の要求をするというふうにただいま進めておるところでございます。

○天野(公)委員 お伺いいたしますと、十一号、十七号、二十一号、二十二号、この四つの台風の被害が割合に多いようでございます。特に二十一号、二十二号と相次いで台風の災害が非常に多いようでございますが、現地の行政措置だけでこれらの災害復旧ができるのでございませうか。もしくは特別立法をしなければなかなか無理な面が出てくるのじゃないか、そういうような点はいかがでありますか。

○天竺港局長 この災害復旧についての特別立法については、ただいまのところはまだ考えていないのでございますが、緊急に復旧をしたいということとは、これは地元の要請も切なるもの

がありますし、私どももそうしたいというふうに考えておりまして、早く予算的な措置をするようにいたしたいというふうに考えております。

○天野(公)委員 特に緊急を要するところとは一体どの辺でございましょうか。

○天竺説明員 大体二十一号、二十二号台風でございまして、やはり静岡県、千葉県、福島県、和歌山県、香川県、徳島県、高知県、宮崎県それぞれにございますが、その中で一番広範囲にわたって多いのは静岡県でございます。

○塚原委員長 他に御発言はありますか。——次会は公報をもってお知らせすることいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十四分散会

昭和三十三年十月二十一日印刷

昭和三十三年十月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局